

道路上の突き出し看板、日よけ雨よけは 道路占用許可が必要です！

○あなたが道路上に設置している看板や日よけや雨よけは、
道路占用許可を受けていますか？

道路はみんなのものであり、災害時の避難経路となります。個人の営業などのために、無断で道路を使うことはできません。

したがって、看板や日よけなどを道路にはみ出して表示する場合は、「道路法32条」の規定により、道路管理者の許可を受けなければなりません。道路交通上支障のないよう基準を満たす場合に許可が得られ、許可物件には占用料がかかります。

基準を満たさない場合は、改修をした上で、許可申請手続きを行って下さい。なお、除却したり、敷地内に収めた場合には占用許可手続きは必要ありません。

また、看板や日よけなどを既に設置していて許可を受けていない場合は、道路法違反として処罰されることがありますので、速やかに申請を行ってください。



町田市

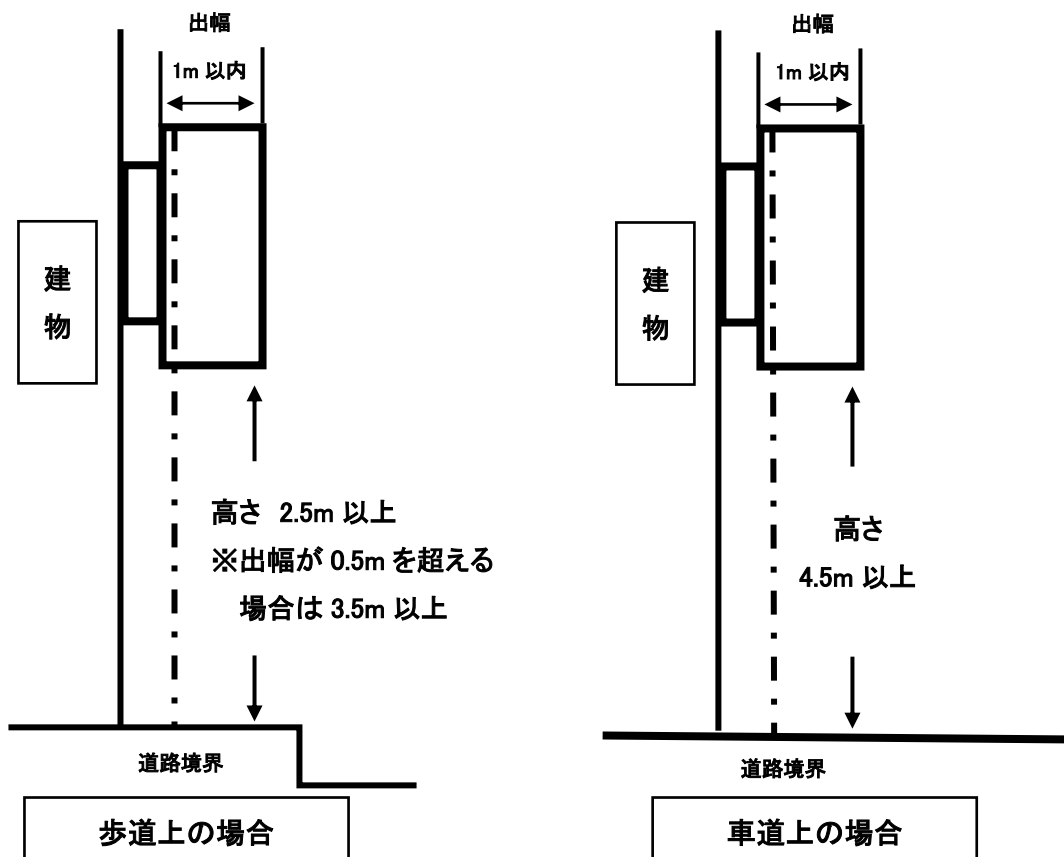
○看板（突出）の基準

下記のような看板（突出看板・袖看板）は、①と②の両方の基準を満たさなければなりません。

- ① 看板の出幅が道路境界から 1m以下であること。
- ② 車道上の場合、路面から看板底部までの高さが 4.5m以上あること。

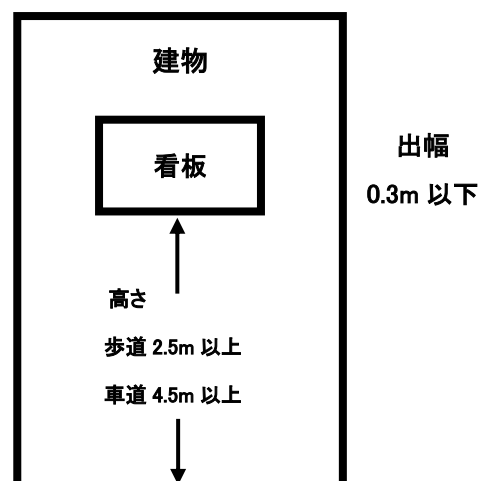
歩道上の場合、路面から看板底部までの高さが 2.5m以上あること。

※東京都屋外広告物条例の基準により、歩道上で出幅が 0.5mを超える場合には路面から看板底部までの高さが 3.5m以上となります。



○看板（壁面）の基準

- ① 出幅
 - 壁面看板は道路境界から 0.3m 以下にすること。
- ② 高さ
 - 歩道上は 2.5m 以上あること。
 - 車道上は 4.5m 以上あること。



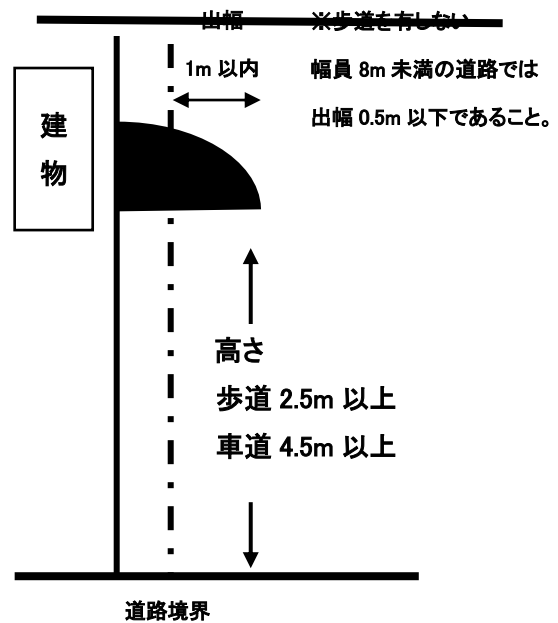
○日よけの基準

① 出幅

- ・歩道上または幅員 8m 以上の道路では 1.0m 以下であること。
- ・歩道を有しない幅員 8m 未満の道路では 0.5m 以下であること。

② 高さ

- ・歩道上は 2.5m 以上あること。
- ・車道上は 4.5m 以上あること。



○道路占用料

・看板（突出）の占用料

道路境界から出ている部分の看板表示面積に応じて、年額で納めていただきます。

道路占用料…表示面積 1 m²につき、年額 8,800 円（1 m²未満切り上げ）

- ・表示面積の求め方…出幅（道路境界から先端までの幅）×高さ（看板の長さ）×1.5（看板の表裏で 2 面ですが、1.5 面として計算します）

※5 m²以下の看板は、以下の通り減免措置が適用されます。

2 m ² 以下	全額免除
2 m ² を超え 5 m ² 以下	2 m ² 分免除
5 m ² を超える	減免なし

●例 縦 3.5m 横 1.0m の突出看板の占用料

(縦) (横) (2面)

占用面積 3.5 × 1.0 × 1.5 = 5.25 (m²) ⇒6.0 ※小数点一位以下切り上げ

道路占用料 6.0 (m²) × 8,800 円 = 52,800 円

・看板（壁面）の占用料

出幅にかかわらず、板面の表示面積（縦×横）によって計算します。

道路占用料は、壁面看板と同様で、表示面積 1 m²につき、年額 8,800 円です。（1 m²未満切り上げ）

・日よけ・雨よけの占用料

道路境界から出ている部分の投影面積によって計算します。

道路占用料…投影面積 1㎡につき、年額 1,400円 (1㎡未満切り上げ)

○ 許可 (道路占用許可申請) の手続き

手続きの流れは以下になります。申請窓口は、**町田市 道路部道路管理課許認可係** になります。

申請書作成 ⇒ 受付 ⇒ 審査 ⇒ 許可書発行 (占用料ありの場合は納付書も発行)

- 占用の許可期間は**最大5年間**です。継続して占用する場合には、更新申請が必要です。
- 看板を改修したり、撤去する際は**変更・廃止の届出**が必要です。

※看板・日よけの設置工事で道路を使用する場合は、道路交通法に基づき、警察署長の許可が必要です。詳しくは、所轄の警察署にお問い合わせください。

道路法【抜粋】 第三節 道路の占用 (道路の占用の許可) 第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 六 露店、商品置場その他これらに類する施設 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。 一 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的 二 道路の占用の期間 三 道路の占用の場所 四 工作物、物件又は施設の構造 五 工事実施の方法 六 工事の時期 七 道路の復旧方法	(道路に関する禁止行為) 第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。 (道路管理者の監督処分) 第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定(以下この条及び第七十二条の二第一項において「許可等」という。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。 第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一 第三十二条第一項又は第九十一条第二項において準用する第三十二条第一項の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用した者 道路法施行令【抜粋】 (道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物等) 第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。 一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
○町田市道路占用規則【抜粋】 (申請書の提出) 第2条 法第32条第1項の規定に基づき工作物、物件又は施設(以下「占用物件」という。)を設けるため、占用の許可を受けようとする者又は同条第3項の規定に基づく占用の変更の許可を受けようとする者は、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の3第1項に規定する別記様式第5による申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この様式によらないことができる。 2 占用期間満了後引き続き占用しようとする者は、その期間満了の日の30日前までに、前項の申請書を市長に提出しなければならない。 (占用変更の許可) 第9条 第2条の規定に基づく占用の変更の許可については、第4条から前条までの規定を準用する。	(占用物件の適正管理) 第10条 第4条の規定に基づき占用の許可を受けた者(以下「占用者」という。)は、占用物件を許可の内容及び条件等に従って適正に管理し、破損、汚損等によって道路管理上支障をきたさないよう十分な措置を講ずるとともに、占用に起因して道路管理者又は第三者に損害を与えたときは、占用者の責任において措置しなければならない。 (保証人) 第11条 市長は、占用の許可に当たり必要と認めたときは、占用者に対し、占用者と連帯して一切の責任を負う保証人を立てることを求めることがある。

問い合わせ先

町田市役所 道路部道路管理課 許認可係

〒194-8520 町田市森野2-2-22

TEL042-724-1149 (直通)